

加入申込書【新規加入者用】		整理番号	
		受付者	
<p>1、加入申込書の記載事項に間違いありません。</p> <p>2、組合費及び労災保険料は指定の期日までに責任をもって納付します。 また無断で滞納した時は、除名処分(強制脱退)を受けても異議ありません。</p> <p>3、組合を脱退する時は速やかに連絡をし、年度途中の脱退(除名処分含む)であっても在籍月までの組合費・保険料を指定の期日迄に責任をもって全額納付します。</p> <p>4、住所変更、その他加入申込書の内容に変更があった場合は、事由発生後2週間以内に関係書類を添付の上報告します。</p> <p>5、加入日以前のケガや病気を労災申請致しません。</p> <p>私は、建設関係事業を営む一人親方(又は家族従事者)であり、この度貴組合に加入の上は、貴組合の諸規則を固く守り特に上記事項については私の責任において、一切御迷惑をおかけしない事を誓約いたします。 万一違約した時は、貴組合の処置に従い異議の申し立てを致しません。</p>			
		申込日	年 月 日
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	Ⓜ	続柄	・本人 ・家族従事者
住所	〒 —		
	自宅 TEL ( ) -	携帯 TEL -	緊急連絡先
屋号	領収書・加入証明へ屋号の記載 する ・ しない		
メールアドレス			
業務または作業の内容	1. 土木工事 2. 建築工事 3. 大工工事 4. 左官工事 5. とび・土工工事 6. 石工事 7. 屋根工事 8. 電気工事 9. 管工事 10. タイル・レンガ・ブロック工事 11. 鋼構造物工事 12. 鉄筋工事 13. 板金工事 15. 機械器具設置工事 16. ガラス工事 17. 塗装工事 18. 防水工事 19. 内装仕上工事 20. 電気通信工事 21. 造園工事 22. 熱絶縁工事 23. 建具工事 24. 解体工事 25. 現場管理 ( ) その他( ) (除染作業 あり・なし)		
健康診断が必要な業務の種類	・粉じん作業を行う業務	3年以上	有・無
従事期間(有無に○)	・振動工具使用の業務	1年以上	有・無
	・鉛業務	6ヶ月以上	有・無
	・有機溶剤業務	6ヶ月以上	有・無
※有の方は上記で使用している 振動工具・有機溶剤・溶接の種類・粉じんの種類を裏面に記載してください。			
希望する給付基礎日額	3,500円 4,000円 5,000円 6,000円 7,000円 8,000円 9,000円 10,000円 12,000円 14,000円 16,000円 18,000円 20,000円 22,000円 24,000円 25,000円		
加入希望年月日	年 月 日	本人確認免許証の添付	済み ・ 後日
支払方法(どちらかに○)	入会金	円 /	組合費( 月～ 月 ) 円 /
	保険料 一括払	円 /	自動口座振替の希望 する ・ しない
一括払・分割払	分割 第1期	円 /	振替金融機関 (振替手数料は掛かりません)
	分割 第2期	円 /	・ゆうちょ銀行 ・旭川信用金庫
	分割 第3期	円 /	・北海道銀行( )
取引先企業【元請】			
健康保険加入状況	社保 ・ 地域国保 ・ 建設国保 ・ その他国保組合( )		
ご紹介者	元請 ・ HP ・ 当組合加入者( ) ・ 他( )		
建退共	申し込む	建退共手帳	・新規 ・有(手帳番号 )

申込先 協同組合労務厚生事業協会一人親方組合 TEL(0166)59-2201 FAX(0166)59-2205

## 特別加入時健康診断 取扱い工具・材料

◎ 該当するものに○をつけてください。

粉じん作業を行う業務		従事した期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石、岩石又は鉱物を掘削する場所における作業</li> <li>・ 岩石又は鉱物を裁断し、彫りまたは仕上げする場所における作業</li> <li>・ 研磨剤の吹付により研磨、または研磨剤を用いて動力により、岩石・鉱物もしくは金属を研磨、もしくは金属を裁断する場所における作業</li> <li>・ 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、もしくは修理し、または解体し、破碎する作業 など</li> </ul> <p>タイル・レンガ・ブロック ・石炭 ・大理石 ・鉄・アーク溶接 ( )</p>	石工、アーク溶接工、 鉄工、解体工、築炉工、 タイル工、はつり工 など	3 年
身体に振動を与える業務		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木建築における鋸締め作業や金属部品のはつり作業など</li> </ul> <p>工具の例 削岩機、鋸打機、チェーンソー、チップングハンマー、卓上用研削盤、 コンクリートブレイカー、ブッシュクリーナー など ( )</p>	石工、掘削工、はつり工、 解体工 など	1 年
鉛または鉛化合物を用いて行う業務		
<p>鉛化合物の例 酸化鉛、水酸化鉛、塩化鉛、炭酸鉛、硝酸鉛 など ( )</p>		6ヶ月
有機溶剤業務または有機溶剤含有物を用いて行う業務		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機溶剤を用いて行うつや出し、防水その他の面の加工の業務</li> <li>・ 有機溶剤を用いて行う洗浄または払拭の業務</li> <li>・ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務 など</li> </ul> <p>有機溶剤 アセトン、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、トルエン、 クロルベンゼン、クロロホルム、酢酸エチル、スチレン 等 ( )</p>	塗装工、防水工、内装工、 看板工、シーリング工、 鉄筋工 など	6ヶ月

### ご加入に際しての確認事項

- ・ 年間100日以上勤務する従業員はいますか。

いる ・ いない

- ・ 元請工事はありますか。

ある ・ ない

- ・ 元請工事がある場合、外注に出しますか。

外注に出す ・ 外注に出さない